

鹿児島市内の第2次産業・第3次産業のみなさまへ

令和7年度 鹿児島市

# 中小企業デジタル広告支援事業 補助金のご案内



申請期間：令和7年6月2日（月）から  
※予算に達し次第終了

## ◆事業内容・目的

物価高騰や人手不足による賃上げ等から原価率の上昇や賃金上昇による利益率の減少が続き、市内の中小企業者は、売上や利益の減少など経営に大きな影響を受けています。

このような中でも市内の中小企業者が営業力を落とすことなく安定した営業活動を行うことができるよう、広告宣伝費に対する支援を行います。



## ◆補助対象者（第2次産業・第3次産業）

次の要件をいずれも満たす、市内の中小企業者（会社または個人事業主）

- (1) 市内に主たる事業所等を有すること
- (2) 市税の滞納がないこと

この事業における中小企業者の定義は、下記のとおりです。

○鹿児島市中小企業振興基本条例第2条第1号に定める者。

※本補助金を受けられるのは、1事業者あたり1回限りです。

## ◆補助率及び補助上限額

補助率

補助対象経費の

$\frac{1}{2}$

以内

補助  
上限額

10万円

## ◆補助対象経費

### デジタル広告を活用した広告宣伝に係る取組に対する助成

デジタル広告費、広告代理店への委託料、インフルエンサーへの謝金、  
宣材制作（宣材写真、動画、ロゴ・キャッチコピー等）に係る経費

#### 【注意事項】

- ◇デジタル広告費は、補助対象経費の5割以上とすること  
※広告代理店への委託料及び宣材製作費の合計額は、デジタル広告費及びインフルエンサーへの謝金の合計額を超えないこと  
※本事業において、成果報酬型広告、メール広告は対象外となります。
- ◇広告代理店は、市内に事業所等を有する広告業を生業とする業者とすること  
※日本標準産業分類の、大分類：L 学術研究、専門・技術サービス業  
中分類：73 広告業 に該当すること
- ◇宣材制作の委託先は、市内に事業所等を有する業者とすること
- ◇宣材制作に係る経費は、デジタル広告費と併用の場合のみ
- ◇売上に直結する広告であること（求人広告などは対象外）
- ◇委託先が広告業を生業としているか不明なものや、計画書等で成果が見込めるか不明なものは、根拠資料を追加で求めることがあります。



## ◆ステルスマーケティング（ステマ）にご注意ください

- ・審査結果により、減額されて交付決定する場合があります。
- ・交付決定日より前に、契約、発注、支払したものは対象になりません。
- ・ステルスマーケティングが発覚した場合、補助金の取消し又は返還していただきます。

詳しくは、鹿児島市HPをご覧ください。



#### 【お問合せ】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階  
鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係/ものづくり係  
TEL : 099-216-1322 / 099-216-1323  
メールアドレス : san-shien@city.kagoshima.lg.jp

